第七号の二様式（第十六条関係）

（Ａ４）

住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況の一覧表

（第一面）

（略）

１　住宅販売瑕疵担保保証金の供託の対象とすべき新築住宅について

整理番号	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	基準日前１年間に買主に引き渡した販売新築住宅の戸数								（略）	（略）	（略）
						販売新築住宅（その床面積の合計が令第６条に定める面積以下の販売新築住宅又は令第７条第１項に規定する販売新築住宅を除く。）の戸数	その床面積の合計が令第６条に定める面積以下の新築住宅（令第７条第１項に規定する販売新築住宅を除く。）の戸数（ア）	（略）	令第７条第１項に規定する販売新築住宅（その床面積の合計が令第６条に定める面積以下の販売新築住宅を除く。）の戸数（イ）	（略）	令第７条第２項の算定特例適用後の戸数（イ×販売瑕疵負担割合）	その床面積の合計が令第６条に定める面積以下の販売新築住宅であって、かつ、令第７条第１項に規定する販売新築住宅であるものの戸数（ウ）	（略）	法第11条第３項及び令第７条第２項の算定特例適用後の戸数（ウ×0.5×販売瑕疵負担割合）			
1																
2																
3																
4																
合計																

注１・注２　（略）

注３　「販売瑕疵負担割合」とは、令第７条第１項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。

注４　（略）

（第二面）

２　住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結した新築住宅について

整理番号	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	基準日前１年間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した新築住宅の戸数	（略）
1							
2							
3							
4							
合計							

（略）

第七号の二様式（第十六条関係）

（Ａ４）

住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況の一覧表

（第一面）

（略）

１　住宅販売瑕疵担保保証金の供託の対象とすべき新築住宅について

整理番号	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	基準日前６月間に買主に引き渡した販売新築住宅の戸数								（略）	（略）	（略）
						販売新築住宅（その床面積の合計が令第５条に定める面積以下の販売新築住宅又は令第６条第１項に規定する販売新築住宅を除く。）の戸数	その床面積の合計が令第５条に定める面積以下の新築住宅（令第６条第１項に規定する販売新築住宅を除く。）の戸数（ア）	（略）	令第６条第１項に規定する販売新築住宅（その床面積の合計が令第５条に定める面積以下の販売新築住宅を除く。）の戸数（イ）	（略）	令第６条第２項の算定特例適用後の戸数（イ×販売瑕疵負担割合）	その床面積の合計が令第５条に定める面積以下の販売新築住宅であって、かつ、令第６条第１項に規定する販売新築住宅であるものの戸数（ウ）	（略）	法第11条第３項及び令第６条第２項の算定特例適用後の戸数（ウ×0.5×販売瑕疵負担割合）			
1																
2																
3																
4																
合計																

注１・注２　（略）

注３　「販売瑕疵負担割合」とは、令第６条第１項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。

注４　（略）

（第二面）

２　住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結した新築住宅について

整理番号	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	基準日前６月間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した新築住宅の戸数	（略）
1							
2							
3							
4							
合計							

（略）